

奈良県メディカルコントロール協議会における
「救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会」との連携に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良県メディカルコントロール協議会（以下、「協議会」という。）と、県内各医療機関に設置される救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会（以下、「救急救命士に関する委員会」という。）との連携について定めることを目的とする。

(対象)

第2条 救急救命士に関する委員会を設置する県内各医療機関を対象とする。

(救急救命士に関する委員会の設置)

第3条 救急救命士が勤務する医療機関の管理者は、救急救命士法第44条第3項に基づく研修を実施し、当該救急救命士に重度傷病者が当該医療機関に到着し、入院するまでの間（入院しない場合は、医療機関に滞在している間。）に救急救命処置を行わせようとする場合は、あらかじめ、救急救命士に関する委員会を当該医療機関内に設置しなければならない。
2 委員会については、一般社団法人日本救急医学会及び一般社団法人日本臨床救急医学会において策定された「医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン」を参考とし、設置するものとする。

(救急救命士に関する委員会設置の報告)

第4条 県内各医療機関の管理者は、救急救命士に関する委員会を設置した場合、その設置状況を協議会に報告するものとする。
2 この報告は、協議会において県内における医療機関の救急救命士に関する委員会の設置状況を把握するものであり、救急救命士に関する委員会を認定するものではない。

(登録簿の管理)

第5条 協議会は、前条の報告を受け、設置された委員会の情報を登録簿に記載し、管理するものとする。

(認定を要する救急救命処置)

第6条 以下の救急救命処置は、協議会が定める認定を要するものとする。
(1) 心肺機能停止の状態にある傷病者に対する気管内チューブによる気道確保
(2) 心肺機能停止の状態にある傷病者に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保

2 救急救命士処置として追加された以下の処置について、追加前の資格取得者については協議会が定める認定を要するものとする。

- (1) 心肺機能停止の状態にある傷病者に対する薬剤（エピネフリン）投与
- (2) 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

(認定手続)

第7条 認定を受けようとする救急救命士を雇用する医療機関の管理者は、次の書類を協議会事務局に提出することにより申請する。

- (1) 認定を必要とする救急救命処置に係る認定申請書（第1号様式）
- (2) 救急救命士免許証の写し
- (3) 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習の修了証及び実習の修了証（任意様式）
- (4) 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習及び実習カリキュラム（任意様式）
- (5) その他協議会が必要と認めるもの

2 救急救命処置実施に係る救急救命士の講習及び実習に際しては、厚生労働省通知等に則ったカリキュラム、内容とすること。

3 提出された書類について協議会事務局が確認を行い、認定に必要な条件を満たしている場合、協議会会长は認定の手続きを行うものとする。

(助言の求め)

第8条 救急救命士が勤務する医療機関の管理者は、救急救命士に関する委員会の運用に関して、必要があると認めるときは、協議会に対し助言を求めることができる。

(附則)

この要綱は、令和7年10月22日から施行する。

認定を必要とする救急救命処置に係る認定申請書

医療機関名 _____
職 _____
氏名 _____

下記の職員に係る救急救命処置について、認定を申請いたします。

氏名			
生年月日	年　　月　　日　(　歳)		
救急救命士 免許証番号	第　　回試験　　第　　号		
認定を申請する 救急救命処置		心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある傷病者に対する気管内チューブによる気道確保	
		心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある傷病者に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保	
		心臓機能停止の状態にある傷病者に対する薬剤(エピネフリン)投与	
		心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与	

※認定を申請する救急救命処置に○を付けて下さい。